

令和2年度第3回
岡崎市都市計画審議会
議 事 録

令和2年度第3回岡崎市都市計画審議会議事録

- 1 会議の日時 令和2年10月5日（月） 午前10時
- 2 会議の場所 岡崎市役所 東庁舎2階 大会議室
- 3 会議の議題
 - (1) 第4号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」（付議）
 - (2) 報告第5号「岡崎市都市計画マスタープラン原案について」
 - (3) その他 「岡崎市緑の基本計画策定 中間報告」の二次質問について

4 会議に出席した職員（13名）

学識経験者 松本 幸正
学識経験者 鶴田 佳子
学識経験者 稲垣 栄子
学識経験者 羽根田 正志
岡崎市議会議員 鈴木 雅子
岡崎市議会議員 大原 昌幸
岡崎市議会議員 杉浦 久直
岡崎市議会議員 井町 圭孝
岡崎市議会議員 蜂須賀 喜久好
愛知県岡崎警察署長（代理）交通課長 大和 洋之
愛知県西三河建設事務所長（代理）企画調整監 杉山 謙
市の住民 片桐 勝政
市の住民 伊藤 佳子

5 説明者

都市整備部都市計画課長 新井 正徳

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（松本会長）が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規定第9条第1項の規定により、羽根田委員及び井町委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（尾崎都市整備部都市計画課総務係係長）から、岡崎市都市計画審議会運営規定及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 第4号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(説明)

議長が第2号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(新井都市計画課長)から説明した。

- (1) 生産緑地地区の都市計画変更の理由及び内容について
- (2) 生産緑地地区の都市計画変更位置について
- (3) 縦覧結果

9 第4号議案「西三河都市計画生産緑地地区の変更について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

大原委員：

計画図1の1-207において緑色の部分が既存の生産緑地地区、黄色の部分が除外する生産緑地地区ということであるが、黄色の部分と緑色の部分が半円のような形で繋がっているのは何を図示しているのか。

事務局(都市計画課企画調査2係係長)：

半円になっているのは道路を挟んで一団を形成していることを示している。道路を挟んだ場合の一団の条件として、幅員が12m未満の道路であれば道路を挟んでいても一団としてカウントできるためこのような表現になっている。また所有者が違うということもある。

鈴木委員：

計画図5番で岡崎駅南区画整理の中にあるものが2件あり、これは理由書には区画整理によるものではなく、本人の故障による制限解除とあるが、この部分は既に換地をされた部分であって、区画整理によるものではないということを確認したい。また今回減少する生産緑地が80.1haのうち2.5haとあるが、生産緑地法の改正に伴い影響が出ているかどうかをお聞きしたい。

事務局(都市計画課企画調査2係係長)：

一点目の岡崎駅南区画整理地区については、区画整理の場合は仮換地を指定して従前の土地から更正された際に区画整理を理由とすることになる。今回は仮換地した土地が死亡もしくは故障によって解除されたということである。そのため今回は4-①という理由になる。

生産緑地の状況の件については、毎年3haずつ減っている状況である。また、生産緑地の税制優遇措置が2022年12月4日でなくなるということを受けて、国のほうが特定生産緑地制度を設けた。岡崎市においても今年度から受付事務を開始しており、9月末に全世帯、全所有者に対して郵送している。今月から計11回個別相談会をJA

の協力のもと各所で行う予定である。改正による影響についてはまだ確認が取れていないため、今後特定生産緑地の運用の中で確認をしていきたいと思っている。

松本会長：

一団の認定要件を下げたため道連れ解除が少なくなっているという影響はあるか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

法改正によって今までは一団500㎡だったのが300㎡に下げているため、その影響で道連れ解除が減っているという状況はあると思う。

松本会長：

個別案件であるため必ずしも確認する必要はないと思うが、事務局で把握している範囲で道連れ解除が今回何件かあったが、実際に営農されているような状況はみられたのか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

10 ページ計画図4の団番号2-128において大きい長方形の部分の買い取り申し出があり、小さい長方形の部分が実際畑として利用されていたが、面積要件が不足するため道連れ解除になった。

松本会長：

市として営農を続けたいという要望があったときに何か手立てはあるのか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

特に手立てはない。実際この方に関しては電話で連絡をした上で、その後通知をしている。この都計審で同意をいただけた場合、確定の連絡をさせていただく予定である。

鶴田委員：

15 ページ計画図9、2-472について建物に色が塗ってあるように見えるが、これは現状農地なのか。間違っているということはないのか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

地図上建物に見えるが建物ではない。農地である。

鶴田委員：

下図が違っているということか。建物が建っている図面ではないのか。

事務局（都市計画課企画調査２係係長）：

除外した土地はすべて現地を確認しているため間違いなく農地である。

羽根田委員：

現地で確認しており、間違っていないと思う。

議長が第４号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

10 報告第５号「岡崎市都市計画マスタープラン原案について」（説明）

報告第５号の説明に先立ち、事務局から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため議事時間短縮を図ることから、意見、質問がある場合は意見書またはメールで提出いただく形とし、後日回答をする旨の説明がなされた。

11 報告第５号「岡崎市都市計画マスタープラン原案について」（説明）

議長が報告第５号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（新井都市計画課長）から説明した。

- （１）岡崎市都市計画マスタープランの概要と原案の特徴について
- （２）これまでの経緯
- （３）今後のスケジュール

12 その他「岡崎市緑の基本計画策定 中間報告」の二次質問について

議長がその他に関する説明を求め、事務局から令和２年度第２回都市計画審議会において報告を行った「岡崎市緑の基本計画策定 中間報告」に係り提出された意見及び質問について回答を行うとともに二次質問を募集したところ提出がなかった旨の報告がなされた。

13 その他

事務局から報告案件に係る意見、質問は１０月１６日（金）までに返信用封筒またはメールアドレスにて提出していただくように求めた。

次回の第４回都市計画審議会の開催日程が令和２年１２月２２日（火）午後３時からの開催を予定しており、議題等については後日あらためて送付することを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第３回都市計画審議会を閉会した。